 大阪府交通対策協議会（会長：大阪府知事）では、大阪府の飲酒運転撲滅に向け、「ハンドルキーパー運動」の推進強化を図っています。

そこで、「ハンドルキーパー運動」を推進していただける店舗（飲食店等）・企業等を募集しています。

悪質な飲酒運転を追放するために、是非、「ハンドルキーパー運動」への積極的なご参加、ご協力をお願いします。

**１　応募資格**

○　大阪府内に所在する店舗・企業等であること

○　「ハンドルキーパー運動」にご賛同の上、ご協力していただけること。

 ※ハンドルキーパーへの特典の有無は問いません。

|  |
| --- |
| 例：①飲酒運転撲滅を宣言する　　②会社仲間で自動車を利用して飲食店に行く場合、必ず飲酒しない人を決める　　③来客に対するドライバーの確認・ドライバーへの酒類提供の禁止　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　等 |

**２　応募方法**

1. 店舗（飲食店等）等

　　別添１「ハンドルキーパー運動推進協力店・企業等申込書」を作成の上、下

記事務局あてに郵送、ＦＡＸ又はメールのいずれかで提出してください。

②　企業等

　　別添２「飲酒運転撲滅宣言」を作成の上、下記事務局あてに郵送、ＦＡＸ又

はメールのいずれかで提出してください。

なお、企業等で上記①に該当される場合は、別添１の提出もよろしくお願いします。

**３　応募特典**

お申し込みいただいた店舗・企業等については、当協議会ハンドルキーパー運

動推進協力店・企業に登録の上、大阪府ホームページ「ハンドルキーパー運動推

進協力店・企業一覧表」での紹介をさせていただきます。

なお、ハンドルキーパーへの特典内容に変更があった際は、変更内容を下記事

務局までご連絡ください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **「ハンドルキーパー運動」とは？** 　自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドル キーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。 |

**詳しくはこちらまで！！**

|  |
| --- |
|  【事務局】 〒540－8570 大阪市中央区大手前三丁目２番１２号　　　　　　　　　　　　（大阪府庁別館４階） 　 大阪府都市整備部交通戦略室 交通計画課　安全対策グループ 電　話　　　０６－６９４４－９２９０（直通） ＦＡＸ 　　０６－４３９７－３７１４　 Ｅ-Ｍail kotsudoro-g10@sbox.pref.osaka.lg.jp |



別添　１

大阪府交通対策協議会事務局　行

（大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課安全対策グループ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

代表氏名

連絡先

 **「ハンドルキーパー運動」推進協力店・企業等申込書**

|  |  |
| --- | --- |
|   店　　　名 |  |
|   場　　　所 |  |
|   |  |
|     （休業日） |   　 （　　　　　　　　　　　　） |
| ハンドルキーパー |  　　　  |
| URL |  　　　　　　　　　  |
|   その他ご意見 |  |

 ※申込書を記載の上、郵送、ＦＡＸ又はメールにてご提出ください。

　※上記にホームページURLをご記載いただければ、大阪府ホームページにおいて、リンクを貼り紹介します。

 別添　１

|  |
| --- |
|   **記　載　例** |

大阪府交通対策協議会事務局　行

（大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課安全対策グループ）

　　　　　　　　　　　　 　 団体名　　**○○○**グループ

代表氏名　**○○**　太郎

連絡先　　０６－１１１１－７７７７

 **「ハンドルキーパー運動」推進協力店・企業等申込書**

|  |  |
| --- | --- |
|  店　　　名 |  **○○○　大阪支店** |
|  場　　　所 |  **大阪市中央区大手前○丁目○番○号** **○○ビル１階** |
|  | 　 　　**０６－１１１１－７７７７** |
|    （休業日） |  **９：００ ～１２：００** **１３：００ ～２０：００** **（毎週水曜日）** |
| ハンドルキーパー | **・自動車利用の確認、ハンドルキーパーの確認の徹底等****・ハンドルキーパーへのソフトドリンクサービス** |
| URL |  　　　　　　　 **https://www.○○○**  |
|   その他ご意見 |  |

 ※申込書を記載の上、郵送、ＦＡＸ又はメールにてご提出ください。

 ※上記にホームページURLをご記載いただければ、大阪府ホームページにおいて、リンクを貼り紹介します。

別添　２ー１

 　 　　 　飲酒運転撲滅宣言

 私たちは、大阪府から飲酒運転を撲滅するため、以下の内容を徹底して守ることを宣言します。

１　お酒を飲めば、車は絶対に運転しません

２　お酒を飲んだ人には車を運転させません

３　車を運転する人にはお酒をすすめません

４　お酒を飲んだ人には車を貸しません

５　お酒を飲んだ人の車には同乗しません

６　車で飲食店に行くときは、必ずハンドルキーパーを　決めます

 　**※「ハンドルキーパー」とは？**

 　 　　自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まずに仲間を自宅まで　　 送り届ける人をいいます。

　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　企業（店）名

|  |
| --- |
|  |

　　　　　　　　　　　代表者氏名

|  |
| --- |
|  |

別添　２ー２

 大阪府交通対策協議会事務局　行

（大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課安全対策グループ）

企業名

　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名

　　　　連絡先

 　　　ホームページURL

|  |
| --- |
| 通信欄 |

　　　　※宣言書を記載の上、郵送、ＦＡＸ又はメールにてご提出ください。

　　　　※上記にホームページURLをご記載いただければ、大阪府ホームページ

において、リンクを貼り紹介します。